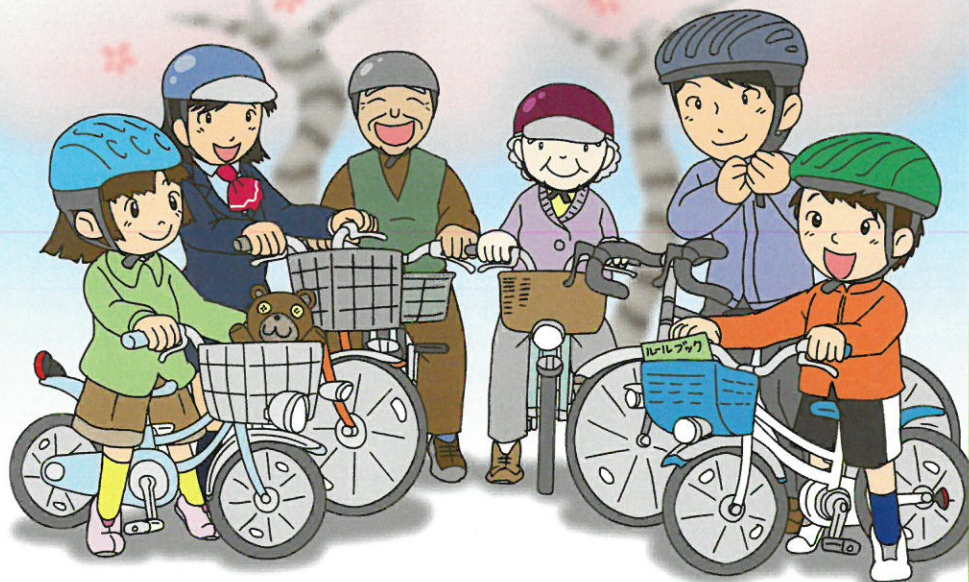


自転車のルール

～自転車は「軽車両」、車の仲間だよ～



自転車は身近で便利な乗り物として、あらゆる年代に幅広く利用されています。

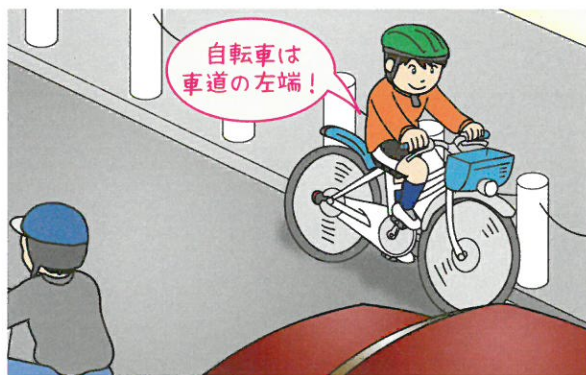
しかし、自転車も車と同じように、正しく乗らないと交通事故を起こし、自分や他人に危害を加える危険な乗り物になる可能性があります。

自転車は乗り方を覚えれば誰でもすぐに運転することができますが、道路交通法では「軽車両」として扱われ、様々な交通ルールが決められています。

自転車に乗る時には、車両の運転者である自覚と責任を持って、交通ルールと運転マナーを守りましょう。

自転車は「軽車両」、車の仲間です 決められた場所を通行しないと交通違反になります

自転車は車道が原則、歩道は例外です



自転車は車の仲間です。道路の左端を走りましょう。

車道と歩道が区切られている道路では、車道の左端を走りましょう。

通行区分

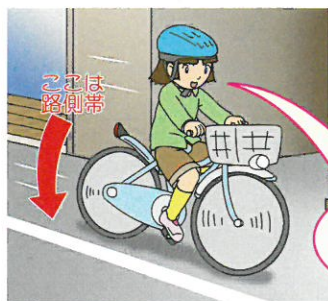
道路交通法第17条第1項

罰則：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

左側寄り通行等

道路交通法第18条第1項

路側帯の通行



道路の端の1本の白い線で区切られた部分を、路側帯といいます。

自転車も道路の左側の路側帯を走ることができますが、歩行者には十分に気をつけて、すぐに止まれる速さで走りましょう。

人がいれば、
自転車から降りるか、
車道を走行！

軽車両の路側帯通行

道路交通法第17条の2

罰則：2万円以下の罰金又は科料

ほかに自転車を通れる路側帯として、白い線と破線で区切られた、駐停車禁止路側帯があります。また、道路の端の線が2本のところは歩行者用路側帯といい、自転車は走ってはいけません。自転車を押して歩くか、車道の路側帯寄りを走りましょう。



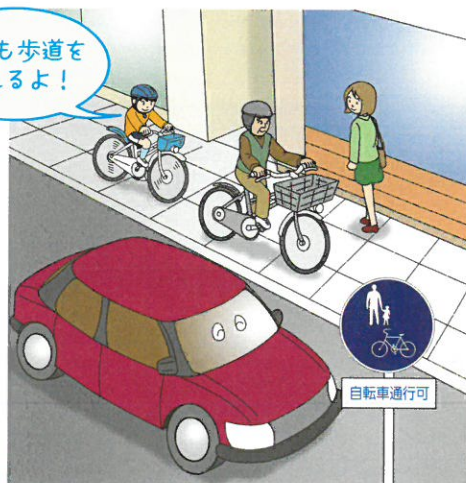
自転車が歩道を通行できる場合でも、 守るべき交通ルールがあります

自転車は次のような場合には歩道を通行することができます

- 自転車歩道通行可の標識等がある場合
- 自転車の運転者が…
 - ・13歳未満の子ども
 - ・70歳以上の高齢者
 - ・身体の不自由な人
 - …の場合
- 道路工事をしていたり、車の交通量が多いなど、
車道を安全に通行することができない場合



ぼくも歩道を
通れるよ！



普通自転車の歩道通行

道路交通法第63条の4第1項
道路交通法施行令第26条

歩道を通行するときの注意点

- 歩道は歩行者が優先です！歩行者の邪魔にならないよう運転し、歩行者が前にいるときは一時停止しましょう。
- 歩道を走る時は、歩道の真ん中よりも車道寄りを走りましょう。
- 歩道で他の自転車とすれ違うときは、相手を右側に見るようにすれ違います。
- 歩いている人がたくさんいる場所では、自転車を押して歩きましょう。



歩道通行の方法

道路交通法第63条の4第2項
罰則：2万円以下の罰金又は料料

交差点の通行・横断にも交通ルールがあります

信号は必ず守りましょう

「歩行者・自転車専用」の表示板が設置されている場合は、その信号機に従います。

信号機の信号等に従う義務

道路交通法第7条

罰則：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

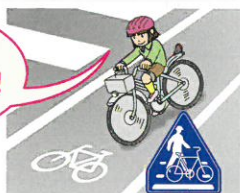


自転車は自転車横断帯を通行しましょう

交差点やその近くに自転車横断帯がある場合は、その自転車横断帯を通行しましょう。

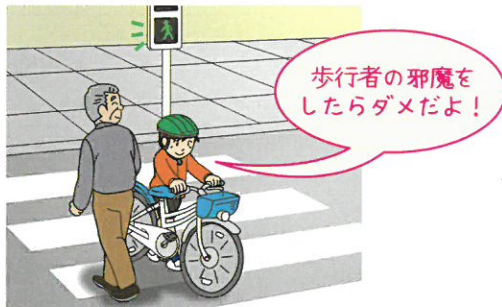
横断歩道は歩行者のための場所です。歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車に乗ったまま通行してはいけません。

ここを通らないとダメ!



自転車の横断の方法 交差点における自転車の通行方法

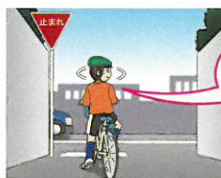
道路交通法第63条の6、第63条の7



「止まれ」の標識がある交差点では、必ず一時停止

一時停止の標識がある交差点では、必ず止まって左右を良く見て、人や車が来ていないかを確認しましょう。

自転車の交通事故のほとんどは交差点付近で起こります。また最も多い事故は交差点での出会い頭の衝突です。交差点では必ず左右の確認をして、人や車が来ていないかを確認しましょう。



指定場所における一時停止

道路交通法第43条

罰則：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

交差点では、特に気をつけよう

まがろうとする車に注意!

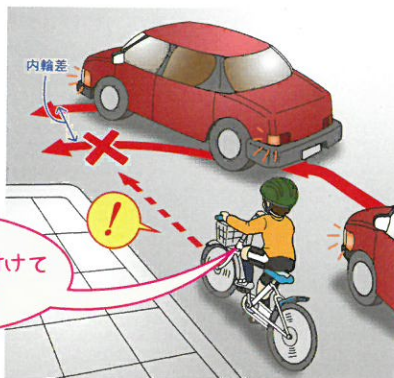
自転車が交差点を通るときに、左にまがろうとする車に巻き込まれる危険があります。

このような時は、車の内輪差に気をつけて一時停止し、車を先に行かせましょう。

また、交差点を右にまがる時には、前の方から車が来ているかを注意しましょう。

※内輪差…車がまがる時、後輪は前輪よりも内側を通ります。内輪差は車が大型になるほど大きくなり危険です。また大型車の左側は、運転手から見えにくいので、大型車の左側に並んで一時停止することは非常に危険です。

内輪差に気をつけて
一時停止!



交差点では、目と目を合わせてアイコンタクト

交差点を通行する際には、相手の車が自分の存在に気付いているかを確認するため、お互い目と目を合わせて確認（アイコンタクト）しましょう。



命を守るヘルメットを着用しましょう

子どもは成人に比べて体に対して頭が大きく、転倒時に頭を打つことが多くなります。

また高齢者は、事故により頭部を損傷することで亡くなられる場合が多くなります。

このため、道路交通法では13歳未満の子ども、大阪府自転車条例では65歳以上の高齢者に、自転車ヘルメットの着用を求めています。

あなたや、あなたの大切な家族の命を守るヘルメットを着用しましょう。

児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項

道路交通法第63条の11

高齢者のヘルメット着用努力義務

大阪府自転車条例第11条第2項



その他の自転車のルール

自転車は並んで走ってはいけません

自転車は、他の自転車と並んで走ることはできません。

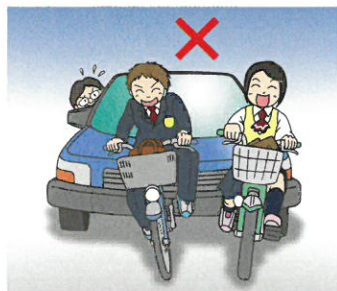
車両の並進の禁止

道路交通法第19条

罰則：2万円以下の罰金又は科料



※並進可の標識のある道路では2台に限って並んで走ることができます。



飲酒運転は禁止です

自転車は車の仲間です。

お酒を飲んだの運転は絶対にやめましょう。

飲酒運転の禁止

道路交通法第65条第1項

罰則：5年以下の懲役又は100万円以下の罰金



…ながら運転は絶対にやめましょう

- 携帯電話で通話やゲーム等をしながらの運転
- イヤホンで大音量の音楽を聴きながらの運転
- かさをさしながらの運転

これらは、周りへの安全注意を妨げ、自転車がふらつく原因になり大変危険ですので絶対にやめましょう。

運転者の遵守事項

道路交通法第71条第6号

大阪府道路交通規則第13条

罰則：5万円以下の罰金



夜は必ずライトをつけましょう

暗くなったら必ずライトをつけ、自転車には反射板を装着するなどし、周りの車や人に気付いてもらえるようにしましょう。

夜間のライト点灯義務

道路交通法第52条第1項

大阪府道路交通規則第10条第1号

罰則：5万円以下の罰金



自転車は一人乗りの乗り物です。二人乗りはできません

自転車は原則一人乗りの乗り物です。

ただし、次の場合には2人以上で乗ることができます。

16歳以上の運転者が、

- 6歳未満の幼児1人を幼児用座席に乗車させる場合
- 6歳未満の幼児2人を幼児二人同乗用自転車の幼児用座席に乗車させる場合
- 4歳未満の者1人をひも等で確実に背負う場合
(幼児二人同乗用自転車に幼児2人を同乗させた場合を除く)

※幼児二人同乗用自転車は、国内の安全基準であるSGマークやBAAマークなどの付いた安全な自転車を利用しましょう。

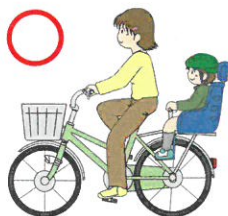


乗車の制限

道路交通法第57条第2項

大阪府道路交通規則第11条

罰則：2万円以下の罰金又は科料



普通の自転車



幼児二人同乗用自転車



普通の自転車



幼児二人同乗用自転車



BAAマーク



SGマーク

自転車にも点検整備が必要です

自転車も車と同じように、いつでも安全で快適に走行できるよう、日常的な点検のほか、自転車販売店等で定期的に点検整備を受けましょう。

安全点検の合言葉は…

ハ
ンドル
ラ
イト
ブ
レーキ
ッ
タ
イヤ
ベ
ル
サ
ドル

自転車の点検及び整備

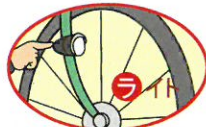
大阪府自転車条例第10条

ハラブッタベサ…

ちゃんと
鳴るかな?



前輪と直角に
しっかりと
固定されて
いるかな?



明るく
つくかな?



左右とも
よく効くかな?



空気はしっかりと入っているか、
すり減っていないかな?

自転車を離れる時は、必ずカギをかけましょう

大阪市は、全国で最も自転車盗難が多く発生しており、盗難に遭った自転車の4割は鍵をしていませんでした。

自転車を盗む行為ははれっきとした犯罪です。自転車を盗む犯人は、あなたが鍵をかけずにほんの少し離れた隙を狙っています。

大切な自転車を守るため、少しの間でも自転車を離れるときには、必ず鍵をかけましょう。

さらに、2つの鍵をかけたり(ツーロック)、丈夫な鍵をかけたりすることで、より盗まれにくくすることができます。



自転車で危険なルール違反を繰り返すと、講習を受けなければなりません

改正道路交通法(平成27年6月1日施行)により、自転車で、信号無視などの危険行為をして、3年以内に2回以上、警察に摘発された違反者は、「自転車運転者講習」を受けなければなりません。

自転車運転者講習制度とは

危険な違反行為をして
3年以内に
2回以上
検挙され又は事故を起こした
悪質自転車運転者

自転車運転者講習を受講

- 講習時間3時間
- 講習料:6,000円

※受講に従わない場合は

5万円以下の罰金



自転車運転者講習の対象となる危険行為(14項目)



【その他の危険行為】

- 遮断踏切入り
- 通行禁止違反
- 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)
- 通行区分違反
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 交差点安全進行義務違反等
- 交差点優先車妨害等
- 環状交差点安全進行義務違反等
- 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転

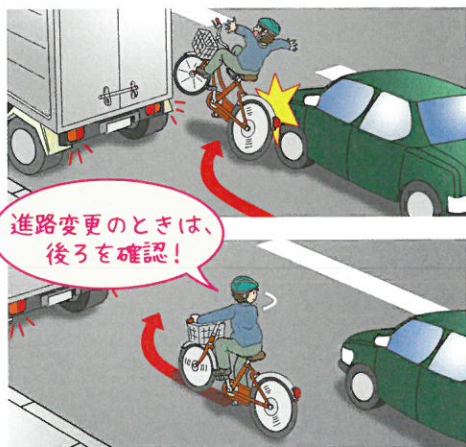
このような自転車事故が起きています

自転車の事故の多くは、安全不確認、信号無視、一時不停止が原因で起こります。

また最近では、歩行者や自転車同士でぶつかる事故も増えています。よく起こりやすい事故のパターンを見てみましょう。

パターン① 急な進路変更

高校生のC君は、道路の左端を走りながら、路上駐車車の車を避けようと後方を確認せずに反射的に車道側にハンドルを切ったところ、後ろから来た自動車が避けきれず追突。足を骨折する大ケガを負いました。

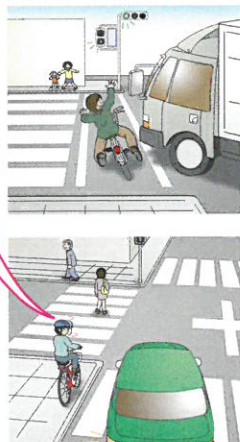


気を
つけよう

後ろから来た自動車の注意不足もありますが、C君が後ろの安全をよく確認しないまま急に進路変更したことが事故の大きな原因です。
道路上で進路を変更するときは、後ろをよく見て安全を確認しましょう。

パターン② 左折車による巻き込み

小学生のDさんが自転車で青信号の横断歩道を渡っていたとき、左折してきたトラックにひかれてしまい、全身に大ケガを負いました。

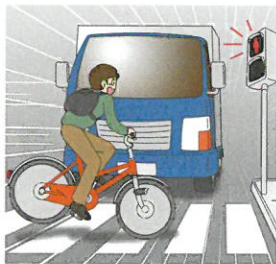


気を
つけよう

トラックが、左側の安全をよく確認せず自転車に気づかなかったことが事故の大きな原因です。しかし、事故に遭わないためには、自分が青信号の時でも周囲をよく見て、左折や右折してくる車が来ていないことを確認しながら渡りましょう。

パターン③ 信号無視

中学生のB君は、赤信号を無視して交差点に入り、走ってきたトラックと出会い頭に衝突。頭に大ケガを負いました。



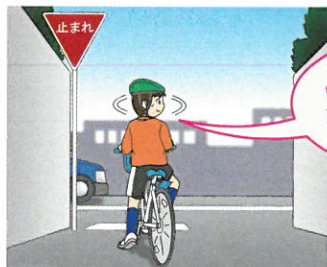
パターン④ 一時不停止

小学生のA君は、信号の無い交差点に飛び出して、走ってきた車と衝突。腕の骨を折る大ケガを負いました。



気を
つけよう

パターン3は赤信号を無視して、パターン4は一時停止（止まれ）の標識・標示を見ずに、交差点の左右の安全確認をしないまま交差点に飛び出したことが事故の主な原因です。実際に起こっている自転車事故の多くが、このような交差点での出会い頭によるものです。交差点では信号や「止まれ」の標識によく注意して、左右の安全を確認しましょう。

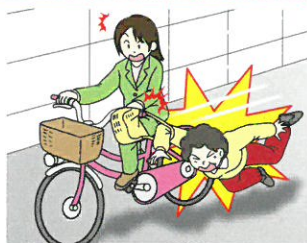


パターン⑤ 歩道上での歩行者との接触

女子大生のEさんが自転車歩道通行可の標識がある歩道上を自転車で通行中、歩いていたおばあさんのハンドバッグにハンドルを引っ掛けてしまい、おばあさんが転倒。転倒したおばあさんは意識不明の重体となりました。

気を
つけよう

歩道をいつでも止まれる速さで走っていないことが事故の大きな原因です。歩道では歩行者が優先です。自転車はいつでも止まれるよう徐行して通行しましょう。



歩道は歩行者優先！

自転車事故で問われる責任

「自転車だから大丈夫」「事故を起こしても大事にはならない」…そんな軽はずみな気持ちが、死傷者を出す重大な事故につながります。道路交通法では、自転車は軽車両として扱われ、事故を起こすと、運転者は刑事上の責任が問われます。また相手にケガを負わせたり死亡させた場合等は、民事上の損害賠償責任も発生します。

刑事上の責任

相手を死傷させた場合、「重過失致死傷罪」となります

民事上の責任

被害者に対する損害賠償の責任を負います

自転車での加害事故による高額賠償の事例

事例 1

男子小学生が夜間、自転車で帰宅途中に、歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭がい骨骨折等の障害を負い、意識が戻らない状態となった。

★賠償額9521万円

<神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決>

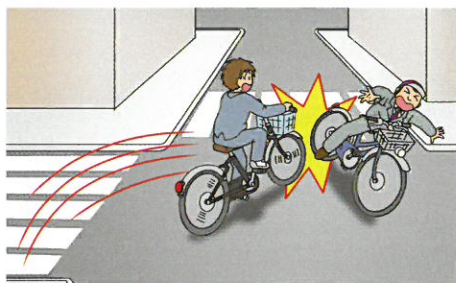


事例 2

男子高校生が昼間、歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性(24歳)と衝突。男性に重大な障害が残った。

★賠償額9266万円

<東京地方裁判所 平成20年6月5日判決>

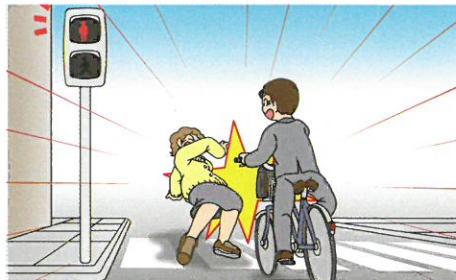


事例 3

成人男性が昼間、信号を無視して交差点に進入し、青信号で横断歩道を歩行中の女性(55歳)と衝突。女性は頭がい内損傷等で11日後に死亡した。

★賠償額5438万円

<東京地方裁判所 平成19年4月11日判決>



事故に備えて自転車保険に入りましょう

自転車には自動車のような被害者救済のための強制保険（自賠責保険）はありません。自転車も自動車と同じく事故の危険のある車両を運転するという自覚と責任を持ち、もしもの事故に備えて保険に入りましょう。

※平成28年7月から、大阪府では自転車条例の施行により、自転車保険の加入が義務付けられています。

自転車損害賠償保険等の加入義務

大阪府自転車条例第12条第1項～第3項



事故の相手方を補償する自転車保険の種類

自転車事故の損害賠償に備える保険としては、他人にけがをさせたり物を壊したりして法律上の賠償責任が発生した場合に支払われる保険として「個人賠償責任保険」があります。

そのほか、自転車安全整備店で点検整備を受け、TSマークを自転車に貼ることで傷害保険・賠償責任保険が付く「TSマーク付帯保険」などがあります。

自転車保険の種類		保険の概要
個人賠償責任保険	自転車向け保険	自転車事故に備えた保険
	自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
	傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
共 済		各種共済
団体保険	会社等の団体保険	団体の構成員向けの保険
	PTAの保険	PTAや学校が窓口となる保険
TSマーク付帯保険		自転車の車体に付帯した保険
クレジットカードの付帯保険		カード会員向けに付帯した保険



すでに加入されている保険・共済などに、自転車事故を補償する特約を付けることができる場合もありますので、詳しくは加入されている保険会社や共済組合、各団体にお問合せください。

自転車で歩行者や自転車とぶつかったら… それは交通事故です!

もしも、自転車で歩行者や自転車とぶつかってしまったら…。

それははっきりとした交通事故です。

「自転車だから大したことはないだろう」と立ち去ってしまうと、ひき逃げや当て逃げとして処罰される場合もあります。

車の事故と同様、警察への通報(110番)や、相手がケガをしていたら119番通報と、ケガ人の救護など、適切な措置をとりましょう。



交通事故の場合の措置

道路交通法第72条

★子どもが事故を起こしてしまったら…

- 現場にいる人に助けを求める(110番、119番してもらう)
- 親、先生に連絡する
- 相手がケガをしていたら、ケガした人を救護する

大阪府自転車条例が 施行されています

平成28年4月1日より、大阪府における、自転車の交通事故防止と被害者の保護を図るため「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行されました。

くわしくは、
大阪府ホームページをご覧ください
大阪府自転車条例  検索

条例の4本柱

自転車保険の 加入義務化



交通安全教育 の充実



自転車の 安全利用

- 高齢者のヘルメット着用
- 自転車の点検及び整備
- 反射器材の装備



交通ルール・ マナーの向上

自転車利用者の役割



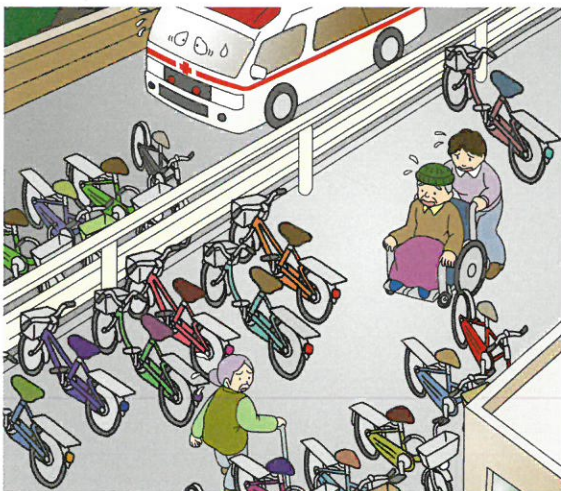
駐輪マナーを守りましょう

マナー違反が、こんなに迷惑!

駅周辺など、まちのいたるところに乱雑に置かれた自転車…。

放置自転車1台で迷惑している人がたくさんいます。

- 歩行者、特に高齢者や、障がいのある人が通行しにくくなります。
- 救急車や消防車など、緊急車両が活動できなくなります。



ひとりひとりがマナーを守れば放置自転車はなくなります。
自転車は必ず自転車置場に駐車しましょう。



自転車放置禁止区域

駅等の周辺において、自転車等が放置されていることにより、交通に支障が生じ、市民の安全で快適な生活環境が著しく阻害されていると認められる地域を自転車放置禁止区域に指定しています。区域内では自転車を放置することは禁止されており、たとえ短時間であっても放置された自転車は撤去されます。

撤去された自転車は保管所で20日間保管します。撤去された自転車の返還には、撤去保管料2,500円、自転車のカギ、本人であることが確認できるもの(運転免許証、健康保険証など)が必要です。

保管所の詳細については、大阪市ホームページをご覧ください
大阪市自転車保管所  検索





Bicycle Safety!
OSAKA

大阪市自転車安全利用促進
シンボルマーク

市民局区政支援室地域安全担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 TEL.06-6208-7317